

掘削やぐらに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び P 編
鋼船規則検査要領 B 編及び P 編

改正事項

掘削やぐらに関する事項

改正理由

海底資源掘削船に関する基準としては、IMO の MODU コードが国際的に広く認知されており、本会でも当該コードを鋼船規則 P 編に取り入れている。

MODU コードでは、海底資源掘削船に備える掘削やぐらに関する規定はあるものの明確な基準が定められていないことから、掘削やぐらに関する技術要件を規定した。

改正内容

(1) 鋼船規則 B 編 12 章に掘削やぐらに関する検査要件を規定した。